

麻酔

L001 吸入麻酔又は静脈麻酔による鎮静

- 1 10分未満のもの 120点
- 2 10分以上20分未満のもの 310点

マスタ

- 150492210 吸入麻酔又は静脈麻酔による鎮静（10分未満のもの） 120点
 150492310 吸入麻酔又は静脈麻酔による鎮静（10分以上20分未満のもの） 310点

L007 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）

- 1 麻酔に従事する医師が専従で実施する場合 2,600点
- 2 麻酔に従事する医師の指導下で麻酔を専従で実施する場合 1,700点
- 3 麻酔を専従で実施する場合 900点
- 4 1から3まで以外の場合 600点

注1 1について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の麻酔に従事する医師（麻酔科につき医療法第6条の6第1項に規定する厚生労働大臣の許可を受けた者に限る。以下この節において同じ。）が行った場合に算定する。

注2 2について、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関の麻酔に従事する医師の指導下で行った場合に算定する。

注3 1及び2について、実施時間が2時間を超えた場合は、麻酔管理時間加算として、30分又はその端数を増すごとに、それぞれ780点、510点を所定点数に加算する。

注4 酸素を使用した場合は、その価格を10円で除して得た点数（酸素と併せて窒素を使用した場合は、それぞれの価格を10円で除して得た点数を合算した点数）を加算する。酸素及び窒素の価格は、別に厚生労働大臣が定める。

注5 3歳以上6歳未満の幼児に対して吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静を行った場合は、幼児加算として、所定点数にそれぞれ所定点数の100分の10に相当する点数を加算する。

注6 吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静（声門上器具又は気管挿管による気道確保を伴わないもの）と同一日に行った区分番号D220に掲げる呼吸心拍監視、区分番号D223に掲げる経皮的動脈血酸素飽和度測定、区分番号D224に掲げる終末呼気炭酸ガス濃度測定及び区分番号D228に掲げる深部体温計による深部体温測定の費用は、所定点数に含まれるものとする。

システム対応

① 施設基準

- 4291 吸入・静脈麻酔による深鎮静（従事医師専従）
 4292 吸入・静脈麻酔による深鎮静（医師指導下麻酔専従）

麻酔

マスタ

150492410	吸入、静脈麻酔による深鎮静（気道確保なし）（麻酔科医専従）	2600点
150492510	吸入、静脈麻酔による深鎮静（気道確保なし）（麻酔科医指導下専従）	1700点
150492610	吸入、静脈麻酔による深鎮静（気道確保なし）（専従）	900点
150492710	吸入、静脈麻酔による深鎮静（気道確保なし）（1から3以外）	600点
150492870	幼児加算（吸入麻酔又は静脈麻酔による深鎮静）	10%加算

L008-3 体温調節療法（一連につき）

1 中心静脈留置型経皮的体温調節装置を用いる場合 5,000点

2 ウォーターパッド特定加温装置を用いる場合 11,000点

注1 1については、急性重症脳障害を伴う発熱患者に対して、中心静脈留置型経皮的体温調節装置を用いて体温調節を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。

注2 1については、注1に規定する場合のほか、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、重症熱中症又は偶発性低体温症の患者に対して、中心静脈留置型経皮的体温調節装置を用いて体温調節を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。

注3 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、重症熱中症又は偶発性低体温症の患者に対して、ウォーターパッド特定加温装置を用いて体温調節を行った場合に、一連につき1回に限り算定する。

マスタ

150492910	体温調節療法（中心静脈留置型経皮的体温調節装置を用いる）	5000点
150493010	体温調節療法（ウォーターパッド特定加温装置を用いる）	11000点